

9/16  
五旗

名古屋高裁

# 安全性は何ら確保されない

## 大飯原発差止訴訟で口頭弁論

関西電力大飯原発3、4号機再稼働差止め訴訟の控訴審第5回口頭弁論が14日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で開かれました。住民側は、原発の新規制基準について、「不合理であり、安全性は何ら確保されない」と主張しました。

さらに、原発で想定する最大の揺れとされ、耐震設計の要となる基準地震動が、現状では、過去の限られたデータから導き出す平均的な値をもとに策定されているため、過小評価となり、大きな誤差をはらむと指摘しました。この誤差の問題について、高浜原発3、4号機運転差止め仮処分決定に対する異議申し立ての審尋（3日、福井地裁）で関電から裁判所に行われた回答にふれ、「（関電は）考慮しないと明白に回答した」と告発しました。

福井県小浜市に住む松本浩さん（76）が意見陳述し、原発の稼働で子孫に残される「死の灰」の問題を告発し、原発の推進が反対かは「人間としてのモラルの問題」だとし、再稼働を認めないよう訴えました。

次回以降は11月30日と年明け2月29日に決まりました。